

平成十二年政令第三百六十六号

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章	研究開発に関する審議会による意見聴取（第一条・第二条）
第二章	会計監査人の監査を要しない独立行政法人（第三条）
第三章	不要財産等の国庫納付等（第四条—第十一条）
第四章	人事管理（第十一条—第二十条）
第五章	積立金及び国庫納付金（第二十一条—第二十四条）
第六章	教育公務員の範囲（第二十五条）
附則	（意見聴取の対象から除かれる研究開発の事務及び事業）
第一章	研究開発に関する審議会による意見聴取
第一条	独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十五条の四第四項に規定する軽微な研究開発（通則法第二条第三項に規定する研究開発をいう。以下同じ。）の事務及び事業として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一	国立研究開発法人情報通信研究機構が行う研究開発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第二項第一号に掲げる業務に係るもの
二	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う研究開発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第五号に掲げる業務（酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業及びたばこ販売業に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務に係るもの
三	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う研究開発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に係るもの
（研究開発に関する審議会）	
第二条	通則法第三十五条の四第四項に規定する審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる通則法第一条第一項に規定する個別法（次条において「個別法」といい、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）を除く。）で定める主務大臣にあつてはそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法で定める主務大臣にあつては日本医療研究開発機構審議会とする。
内閣総理大臣	宇宙政策委員会
総務大臣	総務省の国立研究開発法人審議会
文部科学大臣	文部科学省の国立研究開発法人審議会
厚生労働大臣	厚生労働省の国立研究開発法人審議会
農林水産大臣	農林水産省の国立研究開発法人審議会
経済産業大臣	経済産業省の国立研究開発法人審議会
国土交通大臣	国土交通省の国立研究開発法人審議会
環境大臣	環境省の国立研究開発法人審議会
原子力規制委員会	原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会
第三章	会計監査人の監査を要しない独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（個別法により長期借入金又は債券発行ができる独立行政法人を除く。）とする。）

一 通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

第三章 不要財産等の国庫納付等

（不要財産の国庫納付）

第四条 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産（同項に規定する政府出資等に係る不要財産をいう。第六条第一項において同じ。）の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十一条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額（現金及び預金については、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五 現物による国庫納付の予定期

六 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（中期計画等に定めた不要財産の国庫納付）

第五条 独立行政法人は、中期目標管理法人（通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の中期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の中長期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中長期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人（通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の事業計画（通則法第四十五条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 独立行政法人は、第一項の通知を行つたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第六条 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額

- 五 謙渡によって得られる収入の見込額
六 謙渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
八 謙渡の方法
九 謙渡の予定時期
十 謙渡収入による国庫納付の予定時期
十一 その他必要な事項
2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の謙渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。
一 当該不要財産の内容
二 謙渡によって得られた収入の額（第八条第一項及び第二項第二号において「謙渡収入額」という。）
三 謙渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
四 謙渡をした時期
前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
3 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。
4 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。
（中期計画等に定めた不要財産の謙渡収入による国庫納付）
五 独立行政法人は、中期目標管理法人の中長期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合において、謙渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。
2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。
3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があつた場合について準用する。
（簿価超過額の国庫への納付）
第六条 独立行政法人は、謙渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があつた場合には、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第六条第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。
2 独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第六条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一 謙渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
二 帳簿価額、謙渡収入額及び簿価超過額
三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由
3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。
（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）
第九条 通則法第四十六条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に係る会計に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又是支出に係る会計に帰属する。

- 2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されいる場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合は、その金額を独立行政法人に通知するものとする。
3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。
4 主務大臣は、前項の報告があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。
（資本金の減少に係る通知及び報告）
第十条 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかつたものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。
2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。
3 主務大臣は、前項の報告があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。
（円滑な再就職に特に配慮を要する業務の範囲）
第十一条 通則法第五十条の四第二項第一号に規定する円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 基礎研究
二 福祉に関する業務
三 研究開発に関する業務（第一号に掲げる業務を除く。）
（離職を余儀なくされることが見込まれる中期目標管理法人役職員の人数）
第十二条 通則法第五十条の四第二項第五号に規定する政令で定める人数は、三十人とする。
（密接関係法人等の範囲）
第十三条 通則法第五十条の四第三項に規定する當利企業等（同項に規定する當利企業等をいう。以下この条及び第十五条第四号において同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標管理法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 当該中期目標管理法人（当該中期目標管理法人により財務及び當業又は事業の方針を決定する機関を支配している當利企業等で総務省令で定めるものを含む。）が他の當利企業等の財務及び當業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができる場合における当該他の當利企業等として総務省令で定めるもの
二 通則法第五十条の四第一項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の日（次号において「行為日」という。）前五年間に係る當利企業等の事業年度（以下この号において「事業年度」という。）のうちいざれかの事業年度において当該中期目標管理法人との間に締結した売買、賃借、請負その他の契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として総務省令で定めるものを受ける契約を除く。）の総額が二千万円以上である當利企業等であつて、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上あり、かつ、常時雇用する従業員の数が三百人以上である當利企業等にあつては、十パーセント）以上であるもの
三 行為日前五年間に、当該中期目標管理法人に対し、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）又は補助金等（補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。）の交付に係る申請中の期間がある當利企業等
四 当該中期目標管理法人による立入検査（法令の規定に基づき行われるものに限る。）又は不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）の対象となり得る當利企業等
（退職手当通算予定役員の範囲）
第十四条 通則法第五十条の四第五項に規定する特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人等（同条第四項に規定する退職手当通算

法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職した場合に通則法第五十条の二第二項又は第五十条の十第二項の規定による退職手当の支給の基準により退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

第十五条 通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、総務省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を中期目標管理法人の長に提出して行うものとする。

一 氏名

二 中期目標管理法人の役員又は職員の地位

三 法令等違反行為(通則法第五十条の四第六項に規定する法令等違反行為をいう。以下この条において同じ。)の要求又は依頼をした再就職者(通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者をいう。)の氏名

四 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

五 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時

六 法令等違反行為の内容

(中期目標管理法人の長への届出)

第十六条 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする中期目標管理法人役職員(同項に規定する中期目標管理法人役職員をいう。次項、第三項及び第四項第二号において同じ。)は、総務省令で定める様式に従い、中期目標管理法人の長に届出をしなければならない。

2 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役職員は、当該届出に係る第四項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。

3 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。

4 通則法第五十条の七第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 中期目標管理法人役職員の地位

三 再就職の約束をした日以前の中期目標管理法人役職員(通則法第五十条の四第一項に規定する中期目標管理法人役職員をいう。第十号において同じ。)としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日(当該日がなかった場合には、その旨)

四 再就職の約束をした日

五 離職予定期

六 再就職予定期

七 再就職先の名称及び連絡先

八 再就職先の業務内容

九 再就職先における地位

十 離職後の就職の援助(最初に中期目標管理法人役職員となつた後に行われたものに限る。以下この号において同じ。)を行つた者の氏名又は名称及び当該援助の内容(離職後の就職の援助がなかつた場合には、その旨)

(中期目標管理法人の長による報告)

第十七条 通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度(毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下この条において同じ。)に行つた者の氏名又は名称及び当該援助の内容(離職後の就職の援助がなかつた場合には、その旨)

十一 (中期目標管理法人の長による報告)

(国立研究開発法人への準用)

第十八条 第十一条から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第十一条中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と、第十二条中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において読み替えて準用する通則法」と、第十三条中「第五十条の四第三項」とあるのは「第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第三項」と、同条第二号中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と、同条第四号中「又は不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。)」の対象」とあるのは「の対象」と、第十四条から前条までの規定中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と読み替えるものとする。

(行政執行法人による報告)

第十九条 通則法第六十条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第二十条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の处分を受けた者

二 行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 國際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第二百七号)第二条第一項の規定により派遣された者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員(同法第二十二条の規定による勤務をしている者を含む。)

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する自己啓発等休業をしていている者

六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者

第五章 積立金及び国庫納付金
(積立金の処分に係る承認の手続)

第二十一条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣(以下「主務大臣」という。)に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表第一の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

3 前項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、第一項中「第二十九条第二項第一号」とあるのは「第三十五条の四第二項第一号」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、「同表」とあるのは「別表第二」と、同項第一号及び前項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項目において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」といいう。）とあるのは「毎事業年度」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間」とあり、及び「次の中期目標の期間の最初の事業年度」とあるのは「翌事業年度」と、同項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第二項中「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、「別表第一」とあるのは「別表第三」と読み替えるものとする。

（国庫納付金の納付の手続）

第二十二条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 前項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第二」と、「に、当該期間最後の事業年度」とあるのは「に、当該期間最後の事業年度（中長期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）の最後の事業年度をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第三」と、「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 主務大臣は、第一項（前二項において読み替えて準用する場合を含む。）の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第二十三条 国庫納付金は、別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人にあつては期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第二の第一欄に掲げる中期目標管理法人にあつては中長期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）の最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人にあつては当該事業年度の翌事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第二十四条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、それぞれ帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人又は別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人が通則法第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百六十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつては、当該年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二

十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第六章 教育公務員の範囲

第二十五条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第九条第一項、国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十条、国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十条、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十二条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第九条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十一年法律第百七十八号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人印刷局法（平成十一年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十一年法律第四十一号）第十条第一項、独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十一年法律第一百四十五号）第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十一年法律第一百四十七号）第十条、独立行政法人日本学術振興会法（平成十一年法律第一百五十九号）第十二条第一項、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十一年法律第一百六十号）第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十一年法律第一百六十二号）第十二条第一項、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十一年法律第一百六十三号）第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十一年法律第一百六十九号）第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十一年法律第一百七十二号）第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十一年法律第一百九十二号）第十条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十一年法律第一百九十四号）第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十一年法律第一百九十三号）第九条第一項、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十一年法律第一百九十四号）第十二条第一項及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

（国の貸付金の償還期間等）

2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国との貸付金（以下「国との貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合に、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方針によるものとする。

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前
三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上
げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成二一年六月七日政令第三三三号) 抄
(施行期日)
1 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月二六日政令第二五二号)
(平成一三年九月一二日政令第二九七号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十条から第十三条まで
の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日政令第二七号)
(施行期日)

この政令は、法附則第一条及び第十三条から第十七条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 抄
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年九月四日政令第二九六号)
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十条及び第十三条から第十五条ま
での規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日政令第三八一号)
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日政令第三八三号)
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日政令第三八五号)
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二四日政令第三八九号)
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年八月二九日政令第三八九号)
(施行期日)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月三日政令第四八三号)
(施行期日)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月五日政令第四八九号)
(施行期日)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二二日政令第五一六号)
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十
三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。
第一 条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施
行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日政令第五五六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年一月二十九日)か
ら施行する。

附 則 (平成一六年一月五日政令第五五六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、
平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月七日政令第二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三
条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日政令第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月五日政令第三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定
は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日政令第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定
は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日政令第八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二六日政令第一八一號) 抄
(施行期日)

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日政令第一八五号)
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一一号) 抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日政令第一九三号) 抄
(施行期日)

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下
「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一七日政令第三五六号) 抄
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、平
成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二七日政令第一九〇号) 抄
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十三までの規定は、平
成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第一〇三号) 抄
(施行期日)

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月二十四日政令第二二四号) 抄
(施行期日)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十三年一月一七日政令第二三六号) 抄
 (施行期日)
 (経過措置)

第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

第二条 改正法附則第三条の規定に基づき主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた

財産の譲渡に対するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中、「譲渡収入による国庫納付」とあるのは、「主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは、「譲渡」と、同項第五号中「得られた収入の見込額」とあるのは、「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは、「要した」と、「見込額」とあるのは、「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは、「譲渡したもの」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは、「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは、「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二項の四第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の報告書」とあるのは、「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二十三年四月二七日政令第一〇九号)

この政令は、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年四月二十八日)から施行する。

附 則 (平成二三年六月一〇日政令第一六六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の適用に関する経過措置)

第五条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)附則第二条第一項第四号の規定により、勤労者退職金共済機構が同号に掲げる業務を行ふ場合における独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表第一独立行政法人勤労者退職金共済機構の項の規定の適用については、同項中「業務」とあるのは、「業務及び同法附則第二条第一項第四号に掲げる業務」とする。

附 則 (平成二三年一〇月三一日政令第三三四号) 抄
 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日政令第九九号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一月二十五日政令第一〇号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日政令第二三五号) 抄
 (施行期日)

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月八日政令第五一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、廃止法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月一三日政令第五五号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十六年二月一九日政令第三九号)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月一六日政令第二六一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月四日政令第三五号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十七年二月四日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一〇日政令第二〇〇号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二二日政令第一一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十八年一月二二日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二六日政令第二一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十八年一月二六日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二六日政令第二二号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十八年一月二六日から施行する。

附 則 (平成二八年三月九日政令第五七号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二八年三月九日から施行する。

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日政令第二三五号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月八日政令第五一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二四年九月八日から施行する。

附 則 (平成二五年三月八日政令第五一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十五年三月八日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一三日政令第五五号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二十五年三月一三日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則 (平成二五年六月一二日政令第一七四号)

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月一三日政令第二九号)

この政令は、法の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月一八日政令第九二号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二六年三月一八日から施行する。

附 則 (平成二六年二月一九日政令第三九号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二六年二月一九日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一六日政令第二六一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二七年七月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月四日政令第三五号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二七年二月四日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一〇日政令第二〇〇号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一六日政令第二六一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二七年七月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二二日政令第一一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二八年一月二二日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二六日政令第二一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二八年一月二六日から施行する。

附 則 (平成二八年三月九日政令第五七号) 抄
 (施行期日)

この政令は、平成二八年三月九日から施行する。

(機構に係る国有財産の無償使用の申請に関する経過措置)
3 機構の理事長は、この政令の施行の日前においても、第三十二条第一項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。

附 則 (平成二十八年三月二十五日政令第七八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(特定業種退職金共済契約の退職金に関する経過措置)

第二条 別表第五特定業種(第一条の規定による改正前の中小企業退職金共済法施行令(次条において「旧令」という。)別表第五に係る中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号。以下「中退法」という。)第二条第四項に規定する特定業種をいう。次条において同じ。)に係る中退法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約の同条第七項に規定する被共済者(次条において「別表第五特定業種被共済者」という。)であつた者であつて、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じたものに係る退職金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第五特定業種被共済者であつた日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となつた日を除く。)のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる別表第五特定業種に係る中退法第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 別表第五特定業種掛金月額区分(別表第五特定業種に係る第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第十一条第一項第一号に規定する区分をいう。以下この条において同じ。)ごとに、別表第五特定業種区分掛金納付月数(別表第五特定業種に係る新令第十一條第一項第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。)に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額(中退法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に別表第五特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額)

二二十四月以上四十二月以下 区分退職金額(別表第五特定業種区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額)を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額)

(1) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(平成十年一月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。)に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

(2) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に對応する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第五特定業種区分掛金納付月数の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

三四十三月以上 区分退職金額(別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額)を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額)

イ 平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合(平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の

金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に定める額のいずれか多い額

(1) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に對応する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額)

(2) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に對応する換算月数(1)及び第三号ロ(1)の換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに同一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

納付月数に對応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

納付月数に對応する換算月数(1)及び第三号ロ(1)の換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに同一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

前項第二号ロ(1)及び第三号ロ(1)の換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに同一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

前項第二号ロ及び第三号ロ(1)の換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに同一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

第七条 新令第十五条の規定は、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(国有財産の無償使用の申請に関する経過措置)

第九条 独立行政法人労働者健康福祉機構の理事長は、施行日前においても、**第二十七条第一項**の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、施行日において、機構の理事長がした同条第三項の規定による申請とみなす。

附則（平成二八年三月三十日政令第八六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 整備法附則第六条第一項の規定により研究機構が同項に規定する特例業務を行う場合における運営方針の範囲で、行政事務の執行に付帯する事務の一部を代行する。

ける第十五条の規定による改正後の共通事項政令第一条の規定の適用については、同条第二号中「業務」とあるのは、「業務及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）第一条の規定による改正前の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第六号に掲げる業務（当該業務に係る同項第九号に掲げる業務を含む。）（いすれも）と、「及びこれに」とあるのは、「並びにこれらに」とする。

附 則（平成二八年一二月二六日政令第三九六号）
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（平成二九年二月一七日政令第二二号）抄
(延丁月ヨ)

1 〔旅行期日〕
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則
(平成二九年一二月二二日政令第三一五号)

第一條 二の政令は、平成三十年一月一日から施行する。
〔施行期日〕

第一章 第二回 五虎上山 金刀会

第二条 この政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する文書（以下「二〇一一年度改定文書」）（第一号、第二号、第三号及び第四号）

政令（以下この条において「新令」という）第十六条第二項及び第四項（第三号第七号及び第十号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」と

いう。) 以後にされる独立行政法人通則法第五十条の七第一項の規定による届出(施行日前にさ

れた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。)について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にござる該当届出に係る事項の変更に係る届出につき、

これが同項の規定にして居る所以で於ては以後にこれを三讀所占して依る事項の參照に依る所占にては、なお從前の例による。

2 施行日前における中期目標管理法人役職員（独立行政法人通則法第五十条の四第一項に規定する取締役、監査役、執行役員、常務取締役、監査役、執行役員）は、再

る中期目標管理法人役職員をいう。以下二の項及び次項において同じ。)としての在職中に再就職先に対し、当該再就職先の地位に就くことを要求した中期目標管理法人役職員に対する新令

第十六条第四項の規定の適用については、同項第三号中「要求した日」とあるのは、「要求した

日（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（成二二一平政令第三百二二五号）の施行の日以後の日）限る。）二十。

3 (平成二十九年政令第三百五号)の施行の日以後の日は附る】とする。

（限る。）を受けた中期目標管理法人役職員に対する新令第十六条第四項の規定の適用については、同項第十号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十五号）」の施行の日以後に」とする。

独立行政法人国立文 化財機構	独立行政法人國立文 化財機構法第十三 条第一項	独立行政法人國立文化財機構法第十三 条第一項	文部科学	同条第三 項	一般會計
独立行政法人國家畜改 良センター	独立行政法人國家畜改 良センター法(平農林水產省令)	独立行政法人國家畜改良センター法(平農林水產第百八十五号)第十二条省令	省令	同条第三 項	一般會計
独立行政法人海技教 育機構	独立行政法人海技教育機構法(平成十 一年法律第二百四号)第十二条规定	独立行政法人海技教育機構法(平成十 一年法律第二百四号)第十二条规定	省令	同条第三 項	一般會計
独立行政法人航空大 学	独立行政法人航空大学校法(平成十一 年法律第二百十五号)第十三条第一項	独立行政法人航空大学校法(平成十一 年法律第二百十五号)第十三条第一項	国土交通	同条第三 項	一般會計
独立行政法人教職員 支援機構	独立行政法人教職員支援機構法(平成 十二年法律第八十八号)第十一條第一項	独立行政法人教職員支援機構法(平成 十二年法律第八十八号)第十一條第一項	省令	同条第三 項	一般會計
独立行政法人自動車 技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法(平 成十一年法律第二百八十八号)第十六條 省令	独立行政法人自動車技術総合機構法(平 成十一年法律第二百八十八号)第十六條 省令	国土交通	同条第三 項	一般會計
独立行政法人農畜產 業振興機構	独立行政法人農畜産業振興機構法(平農 林水產省令)	独立行政法人農畜産業振興機構法(平農 林水產省令)	内閣府令	同条第三 項	一般會計
独立行政法人農業者 基金	独立行政法人農業者年金基金法(平農 林水產省令)	独立行政法人農業者年金基金法(平農 林水產省令)	内閣府令	同条第三 項	一般會計
独立行政法人農林漁 業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法(平農 林水產省令)	独立行政法人農林漁業信用基金法(平農 林水產省令)	内閣府令	同条第三 項	一般會計
独立行政法人北方領 土問題對策協会	(平成十四年法律第百三十二号)第十三 条第一項	(平成十四年法律第百三十二号)第十三 条第一項	内閣府令	同条第三 項	一般會計
独立行政法人北方領 土問題對策協会	独立行政法人北方領土問題對策協会法 (平成十四年法律第百三十二号)第十三 条第一項	独立行政法人北方領土問題對策協会法 (平成十四年法律第百三十二号)第十三 条第一項	内閣府令	同条第三 項	一般會計

独立行政法人日本貿易振興機構	独立行政法人日本貿易振興機構法第十條	經濟產業省令	同一条第三項	一般會計	保険特別会計労災勘定)
独立行政法人国際観光振興機構	独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第百八十一号)第十一條省令	国土交通省令	同一条第二項	一般會計	
独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第三十一条第一項	国土交通省令	同一条第二項	一般會計	
独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十五省令	国土交通省令	同一条第二項	一般會計	
独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十三條第一項	環境省令	同一条第二項	一般會計	
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法第十條第一項	文部科学省令	同一条第二項	一般會計	
独立行政法人国立高等学校機構	独立行政法人国立高等学校機構法(平成十六年法律第百号)第十三条第一項	文部科学省令	同一条第二項	一般會計	
独立行政法人大学改組機構	独立行政法人大学改組機構法第十八条第一項	文部科学省令	同一条第二項	一般會計	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)第十二条第三項	国土交通省令	同一条第二項	一般會計	
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法第十六条第一項	文部科学省令	同一条第二項	一般會計	
独立研究開発法人量子科学技術研究所	独立研究開発法人量子科学技術研究所法第十七条第一項	文部科学省令	同一条第二項	一般會計	
独立研究開発法人国際農林水産業研究センター	独立研究開発法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第百九十八号)第七号	農林水産省令	同一条第二項	一般會計	
独立研究開発法人森林研究・整備機構	独立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第百九十九号)第十七條第一項	農林水産省令	同一条第二項	一般會計	

別表第二（第二十一条—第二十四条関係）

研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究所	國立研究開発法人水産研究・教育機構農林水産省同様第一般会計
総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所	國立研究開発法人産業技術総合研究所経済産業省同様第三項
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法第十二条第一項	國立研究開発法人土木研究所法(平成十五年法律第百九十九号)第令
所	所	所
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法第十二条第一項	國立研究開発法人建築研究所法(平成十一年法律第二百五号)第十四条第一項
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第十二条第一項	國立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(平成十一年法律第二百六号)第十三条第一項
国立研究開発法人環境研究所	国立研究開発法人環境研究所法第十二条第一項	國立研究開発法人環境研究所法(平成十一年法律第二百八号)第十二条第一項
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学会法第十二条第一項	國立研究開発法人理化学会法(平成十一年法律第二百十六号)第十七条第一項
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十八条第一項	國立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十六年法律第一百五十五号)第十八条第一項
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十一年法律第二百六十号)第十九条第一項	國立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十一年法律第二百六十一号)第十九条第一項
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	文部科学省同様第一般会計	文部科学省同様第一般会計
厚生労働省同様第二般会計	厚生労働省同様第二般会計	厚生労働省同様第二般会計
二項	二項	二項
一般会計	一般会計	一般会計
定	定	定

